

アミティ丹後農産物直売コーナー商品取引要領

公益財団法人丹後地域地場産業振興センター

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）が、地域農産物の宣伝と販売並びに需要開拓を図るために必要な出品の方法や、その取扱を定めることを目的とします。

(出品者の条件)

第2 農産物直売コーナー（以下「直売コーナー」という。）に出品できる者は、下記の地域内において農産物を生産する者であって、この要領に基づき委託商品取引をする者としてします。

宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町以上2市2町

(出品申し込み)

第3 直売コーナーで委託販売出品を希望する者は、あらかじめ農産物直売コーナー委託販売申込書により申し込みしてください。

2 センターは、前項2の規定により提出された申込書を審査し、支障がないと認めたときには、農産物直売コーナー委託商品取引承諾書を申込者に交付します。

(取引条件)

第4 売上金は月末に集計し、定められた手数料を引いて、翌月15日に指定の口座に振り込みます。ただし、当日が土曜日及び日曜日・祝祭日にあたる時はその翌日とします。

2 直売コーナーでは、レジを通過した売上だけを集計管理し、入荷数量の確認はしません。このため、出品者の申告した出荷数量と、売上数量及び売れ残り品の合計が合わなかった場合においてもレジを通過した売上分のみを支払うこととします。

3 出荷品の値段は自由に決めることができますが、他の出荷品と比較して著しく安い場合は、価格破壊を招く恐れがあることから、変更していただく場合があります。

(出荷・引き取り)

第5 農産物等は鮮度を保ち、随時入れ替え、引き取りしてください。また、値引き販売は可能です。

2 出荷品には、販売管理のためのバーコードシールを貼ってください。バーコードシールは、レジで発行します。

3 商品には、生産者名及び商品名を表示してください。

(委託商品の手数料)

第6 商品が販売された場合の手数料は、販売金額の15%とします。

(賠償等の責任)

第7 出荷品に起因する事故が生じた場合は、出品者の責任となります。

附 則

- 1 この要領に定めのない事項については、一般的商取引慣行によるほか、出品者とセンターで誠意を持って解決するものとする。
- 2 この要領は、平成30年8月20日から実施する。

附 則

- 1 この改正要領は、令和4年4月1日から実施する。